

益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務委託 仕様書

1. 件名

益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務

2. 現行計画の改訂の趣旨

本町は、地球温暖化対策推進法に基づき「第4次益城町地球温暖化対策実行計画（以下「現行計画」という。）」を策定し、町が自らの事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図ってきた。

しかし、昨今の本町を取り巻く環境は、平成28年熊本地震からの復旧・復興や、菊陽町に進出したTSMC等の影響により、大きく変化している。

さらに、令和5年度（2023年度）に阿蘇くまもと空港周辺地域が脱炭素先行地域に選定されたことに伴い、当該地域を有する本町として、達成すべき削減目標や取組みを改めて見直し、より積極的かつ効果的に地球温暖化対策に係る取組を進めるための新たな計画を策定する必要性が生じている。

町では、このようなことを踏まえ、令和9年度（2027年度）までの期間となっている現行計画について見直しを行い、改めて、「益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「新計画」という。）として策定するものである。

3. 業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

4. 委託料上限

4,653,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 業務内容

（1）業務計画書の作成

本業務にかかる基本的な方針を検討・整理した上で、本業務の進め方を示した業務計画書を作成する。

なお、業務計画書においては、本業務の受託者（以下「乙」という。）及び事務局での業務の進め方に加えて、施設管理者等関係者の本業務への関わり方についても明確に整理する。

（2）新計画で取り扱うべき事務・事業等の検討

町の上位・関連計画における新計画の位置づけを整理した上で、新計画で取り扱う事務・事業及び対象施設、対象とする温室効果ガス等の基本事項について、見直すべき内容の検討を行う。

なお、検討にあたっては、地球温暖化対策に関する国内外の法規制や国・県の動向、熊本連携中枢都市圏における計画策定状況等についても把握・整理を行いながら実施する。

（３）温室効果ガス排出量の算定

（２）で定めた事務・事業及び対象施設から排出される温室効果ガスの量について、

①新たな基準値として２０１３年度（平成２５年度）

②現況値として２０２４年度（令和６年度）の２時点における排出量を算定する。

算定の基礎となる活動量データは、本町が庁内組織を通じて回収・整理し乙に提供し、乙は整理された活動量データをもとに、本町の事務・事業に係る温室効果ガス排出量を算定するものとする。

なお、算定は、環境省から発出されているマニュアル及びガイドライン（※）に準ずる方法で行うこととする。

※ 環境省マニュアル及びガイドラインとは、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（令和６年４月：環境省大臣官房環境計画課）をいう。

（４）温室効果ガス排出量増減要因分析

（３）で算定した温室効果ガス排出量の増減について、その要因を分析するとともに、２０３０年度（令和１２年度）までの削減見込みの整理を、事務・事業及び施設ごとに行う。

なお、上記の分析及び見込み整理のために必要な以下の調査・整理も併せて実施する。

①施設ごとの機器・設備の運用状況等の調査

施設ごとのエネルギー使用量の詳細や機器・設備の仕様等に関する資料等を整理するとともに、必要に応じて、機器・設備の設置状況や運用状況についての現地調査を実施する。また、２０３０年度（令和１２年度）までの機器・設備の更新予定についても整理を行う。

②環境配慮行動に関する調査

庁内における省エネルギー・省資源につながる取組の現況や今後の実施意向を把握するための調査を実施する。

なお、調査にあたっては、乙が調査票を作成した後、本町が調査票を配布・回収した上で、回収した調査票を乙に提供する。

（５）削減目標の設定・削減方法の提案

（３）及び（４）の結果を踏まえて、本町の事務・事業によって排出される温室効果ガスの総量が、２０３０年度（令和１２年度）には２０１３年度（平成２５年度）対比で半減されるよう、各施設における削減目標を設定する。

また、特に（４）の結果を踏まえながら、各施設において、２０３０年度（令和１２年度）までに目標を達成するために必要な取組（設備更新・運用改善提案、環境配慮行動の強化等）について整理し、提案を行う。

なお、削減目標及び削減方法の整理・提案を行うにあたっては、各施設における次年度以

降の確実な取組につながるよう、各施設の担当者等とも丁寧なコミュニケーションを行いながら進めることに留意する。

(6) 「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」案の整理

検討結果を踏まえて、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の素案を作成する。

また、本町の課長職以上で構成される地球温暖化対策推進委員会からの計画書素案に対する意見を踏まえ、計画書素案の内容を修正し、「地球温暖化対策実行計画書（事務事業編）」案として整理を行う。

(7) 計画管理・運用の仕組み構築

本業務において策定した「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」が、次年度以降も確実に運用されていくために必要な仕組みを構築する。

なお、上記の仕組みの構築においては、少なくとも以下の内容を含むものとする。

- ・施設別・エネルギー種別のエネルギー消費状況や、温室効果ガス排出削減目標の達成状況等を表・グラフ等で示すことができる仕組みの整備（既存のシステム・ツール等の活用も積極的に検討する）
- ・今後、町が取組の実施状況を年1回点検するための庁内調査票の整理
- ・上記調査結果を集計して取組の実施状況を表・グラフ等で示すことができる仕組み（エクセルファイル等）の整備
- ・年次報告用のフォーマットの整備
- ・上記を含む仕組みを運用していくためのマニュアルの整備

(8) 地球温暖化対策推進委員会の運営支援

計画の内容を検討する庁内組織である地球温暖化対策推進委員会に同席し、会議で提出された意見を集約する。

(9) 打合せ・協議

本町との打合せ・協議を随時行う。

(10) 成果品の提出

乙は、業務が完了したときは速やかに、以下に示す成果品を提出し、本町の検査を受けるものとする。

成果品の内容	数量
下記①～④に関する電子データ	一式
①益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） （A 4 版、カラー）	—
②益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【概要版】 （A 3 版、カラー）	—
③温室効果ガス排出の現状・見込み・削減目標及び削減方法の整理	—
④計画の管理・運用の仕組み	—

6. 提出書類

乙は、本業務遂行にあたって次の書類を速やかに本町に提出し、承認を得るものとする。

（1）業務計画書

- ① 乙は契約締結後 1 4 日以内に業務計画書を作成の上、本町に提出し承認を得ること。
- ② 業務計画書には、次の事項を記載すること。

なお、承認を得た業務計画書の内容を変更する場合は、変更理由を明確にした上で、その都度速やかに本町に変更業務計画書を提出し、承認を得ること。

- （ア）業務概要
- （イ）業務実施方針
- （ウ）業務工程表
- （エ）業務実施体制及び組織計画（総括責任者及び主たる業務担当者の名簿、業務分担表）
- （オ）連絡体制
- （カ）その他本町が必要とする事項

7. その他

- （1）本業務は、本仕様書及び業務委託契約条項、関係法令に基づき実施するものとし、本仕様書及び業務委託契約条項に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、受託者と委託者が別途協議を行い、受託者はその指示を受けるものとする。
- （2）受託者は、本業務に関して知り得た事項について、他に漏らしてはならない。
- （3）本業務に必要な資料等は受託者が収集するものとする。なお、本町が所有する資料のうち、業務に必要なものは貸与することができる。
- （4）本業務で得たすべての成果品について、本町に帰属するものとし、本町の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。